

## 附属機関等会議録

令和 3 年 3 月 19 日

会 議 の 名 称	令和 2 年度 第 3 回 島田市 個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和 3 年 3 月 11 日（木） 午後 2 時 00 分から 午後 4 時 20 分まで
開 催 場 所	島田市役所 第 3 委員会室北
会 議 の 議 題	個人情報取扱事務の届出について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開（ 全部 ・ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	小西会長、田代委員、今村委員、坂本委員、尾村委員
会 議 の 結 果	<p>■ 審議会運営等について</p> <p>資料【様式第 1 号（個人情報取扱事務届出簿）にある「※審議会の意見」部分の記載について】により事務局から説明。会長及び委員の意見等は以下のとおり。</p> <p>問題 1 について</p> <p>（結論）案 3 を採用する。</p> <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料を前後して見る必要があるが、案 3 が自然である。</li> </ul> <p>問題 2 について</p> <p>（結論）当面、案 3 で運用していき、修正が必要であれば、随時修正していく。類型表の改訂についても、併せて行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>類型というのは、ある程度蓄積のある中で生まれてくる。新しい案件については、時間をかけて議論をしていき、なぜ妥当と認めるかという点についても類型がない場合、どう考えて妥当と認めたのかを議事録に残していく。それらの蓄積ができたところで類型表の改訂版について議論していく方法を考えているが、どうか。</li> <li>審議会の意見は、あくまで審議して決めるが、事務局の意見を参考にするという意味合いか。</li> </ul> <p>⇒事務局が担当課と相談し、類型表のこの部分に当てはまるだろうと記載しているが、審議会の議論の中で意見があれば、どの部分にあてはまるかというのは変わってくる。（事務局回答）</p>

- ・担当課としては、過去の審議会の意見の類型を参考にして、類型表のこの部分に当てはまるだろうという意見の主張はする。だが、それを審議会として認めるかは、各委員の合意に基づいて行われる。
- ・担当課に挙証責任があると考えますが、それについて、審議会が認めなければいけないというわけではない。指摘はすべきである。当面は、案3の形でやってみて修正が必要であれば、修正していくことでどうか。

・個人情報取扱事務の届出について

新規審議案件1件、新規報告案件28件、変更審議案件1件、変更報告案件12件、廃止案件11件について説明を行った。審議及び報告結果は以下のとおり。

**【表記例】**

- [ 担 当 課 ] 事務の担当課。
- [ 事 務 名 ] 本審議会における整理番号と事務の名称。
- [ 案件種別 ] 新規の事務については新規、既存事務の変更については変更という。また、審議会の意見を聴く必要がある場合は審議、報告のみの案件については報告という。この項目を組み合わせ、「新規審議」というような形で呼称する。
- [ 概 要 ] 新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。
- [ 審議ポイント ] 審議案件に係る個人情報保護審議会の意見を聴く必要のある部分。報告案件の場合、省略。
- [ 意見・質問 ] 個人情報の取扱いに関する委員の意見や質問。該当がなければ空欄。
- [ 回答・対応 ] 委員の意見・質問に対する回答や対応。該当がなければ空欄。
- [ 結 果 ] 審議における結果。報告案件の場合、省略。

- [ 担 当 課 ] 福祉課
- [ 事 務 名 ] 新1 基幹相談支援センター運営業務
- [ 案件種別 ] 新規審議
- [ 概 要 ] 当該センターは、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、必要な支援などの情報提供や助言を相談支援事業所に対して行う。  
具体的には、地域の相談支援事業所が抱える困難事例等に対し、指導・助言・援助を行う

役割を担う。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした思想信条等に係る個人情報収集、本人以外からの個人情報の収集並びに通知の省略

[意見・質問] ①基幹相談支援センターは、今年度初めての設置か。

②全国の設置数について、429箇所となっているが、島田市は何番目くらいになるのか。

③個人情報の収集手段について、全て本人同意にならないのか。

④地域の相談支援事業所というのは、法人格的にはどのようなものか。

⑤基幹相談支援センターは相談支援事業所から情報をもらう立場ということによいか。

⑥（⑤を受けて質問）相談支援事業所が持つ情報というのは、均一化されているのか。基幹相談支援センターは、どこの事業所からも同種の情報を集めて共有できるのか。

⑦（⑤、⑥を受けて質問）相談支援事業所の段階でご本人もしくは代理人から基幹相談センターへの情報提供の許可を得るのが筋ではないのか。その段階で基幹相談センターへ情報提供しますとお断りするのが筋ではないか。この段階で本人・家族の同意が得られているのなら問題は生じないのではないか。

⑧（⑦に続けて質問）代理人も本人と捉えてよいのか。

⑨（⑧を受けて質問）そういうことであれば、本人同意で整理がつくのではないか。相談支援事業所に相談する段階で同意を取り付けばよいのではないか。

[回答・対応] ①令和3年度に初めて設置される。

②正確な数字は分からないが、志太榛原地域では藤枝が設置している。焼津は3月から。

③ケースバイケースになるが、本人の同意が取れる場合もあるが、緊急対応が必要な場合は本人の同意を得ずに必要とする場合もある。また、障害者の特性にもよるが、比較的自分の状況を明確に伝えられる場合と、知的障害など今までの経過を的確に伝えられないケースも多々あると考えている。そういう意味で、情報を持つ相談支援事業所が後方支援にまわって説明する場合もある。

④法人格としては、社会福祉法人・NPO法人がある。

⑤その通りである。

⑥各相談支援事業所が担う業務としては、障害がある方個人の情報をも全面的に収集し、何がその方の課題かアセスメントするということになる。情報量としては、事業所ごとに差があることは考えにくい。

⑦、⑧個人情報について、病気療養の際に療養に必要な情報の範囲内で第三者に提供する代理権はおそらく認められるだろう。（会長回答）

⑨始まっていないので想定が難しいところもある。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。ただし、本人への同意で整理できないのかよく検討し、次回審議会で報告すること。

[ 担 当 課 ] 福祉課

[ 事 務 名 ] 変1 避難行動要支援者名簿取扱事務

[ 案 件 種 別 ] 変更審議

[ 概 要 ] 健康づくり課に「予防接種事務」で必要となる避難行動要支援者の情報を提供することを追加する。

対象者の範囲を解釈しやすい表現に変更する。また、外部提供の相手先に島田警察署を追加する。（災害対策基本法に明記されている項目が記載不足だったため）

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした目的外利用並びに通知の省略

[意見・質問] ①今回の変更にあたり、新型コロナウイルス感染症を想定しているのか。

[回答・対応] ①その通りである。今後の想定される新型コロナウイルス感染症以外の予防接種に活用していくことは今のところ考えていない。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。ただ、新型コロナウイルス感染症以外の今後の予防接種を同等に扱うかは議論の余地がある。目的外利用先は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に限定する。

上記以外の報告案件、廃止案件については、別添資料のとおり報告した。変更案件の変更部分は、網掛け部分。  
報告案件、廃止案件の中で委員から意見や質問があった事務に関し、以下に抜粋する。

[ 担 当 課 ] 市民課

[ 事 務 名 ] 新5 ご遺族手続支援コーナー事務

[ 案 件 種 別 ] 新規報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①本人以外からの情報収集で「口頭又は書面」とあるが、どのような意味か。

②手続きの際、課税・納税状況まで踏み込むのか。額の相殺等を行うのか。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①電話における同意確認と来庁した際に書面で確認をする。

②そこまで踏み込むことはない。担当課に案内する形になる。

[ 担 当 課 ] 健康づくり課

[ 事 務 名 ] 変4 予防接種事務

[ 案 件 種 別 ] 変更報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①事務届出簿の「個人情報の適正管理」に記載のある電子システムについて、それぞれどういうものか。

②開業医による接種は予定しているのか。

③接種時期について、詳細は決まっているのか。

④新型コロナウイルスに係る予防接種の場合、「居住状況」等に関係ないのか。今現在収集している項目で十分か。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①L i n y : 市独自のシステムでワクチンの接種予約を集約するシステム

V - S Y S : 国のシステム、ワクチンの分配量、接種件数の報告を行うシステム

V R S : 国のシステム、個人の接種の結果を報告するシステム

②予定している。各開業医で個人の接種実績を入力するか市でまとめて入力するか等の入力方法は、現在検討している。

③今現在、明言することはできない。

④国がそこまで求めてくることはなく、収集項目を変更しなくても問題ない。国はある人が接種を受けたかどうか、2回目の接種も無事に受けることができるかどうかを気にしている。

	<p>■個人情報保護制度の見直しについて 資料【個人情報保護制度の見直しに関する動きについて】により事務局から説明。会長及び委員の意見等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定の地域の出身である事実」は何を指示しているのか。 ⇒国の文言をそのまま引っ張ってきたものであり、それぞれの言葉は何を意味するのかこれから明らかにしていく。（事務局回答）</li> <li>・いつ頃施行されるのか。 ⇒未定であるが、公布されれば2年以内に施行ということは聞いている。</li> <li>・条例の変更見込み等はあるのか。 ⇒条例の変更案等については、まだ出ていない。審議会の役割については、これから検討していく予定である。</li> </ul> <p>■全体を通しての意見 全体に係ることとして、委員から意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告案件の説明にあたり、社会的に話題になっていることや注目を集めている等のトピックになりそうなものを優先的に説明してはどうか。 ⇒おっしゃっていただいた方向性で進めたいと思う。そういった視点をもって報告していきたい。（事務局回答）</li> <li>・制度設計に関わってくるような場合に取扱いの焦点になりそうな現地調査は非常に重要になってくる。そういった機会があってもよいと思う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度第3回島田市個人情報保護審議会次第</li> <li>・令和2年度第3回島田市個人情報保護審議会個人情報取扱届出簿</li> <li>・様式第1号（個人情報取扱事務届出簿）にある「※審議会の意見」部分の記載について</li> <li>・審議会における審議の流れについて（手順書）</li> <li>・個人情報保護制度の見直しに関する動きについて</li> </ul>
会議を所管する課の名称	行政経営部 行政総務課
その他必要な事項	